

【平成24年第4回定例会 環境委員会委員長報告資料】

平成24年12月12日 環境委員長 石川 建二

○「議案第186号 川崎市環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 今回の改正により新たに環境配慮計画書の作成対象となる「規則で定める者」の具体的内容について

「規則で定める者」とは、独立行政法人及び地方独立行政法人を想定している。

- * 環境配慮計画書の作成対象を国、地方自治体、独立行政法人等の公的機関に限定している理由について

民間企業の事業活動を考慮すると早期の計画公表や予測評価の実施は困難であるため、今回の改正では公共性の高い事業を対象とし、民間企業は自主的に手続を行うことを求めることとした。

- * 民間企業に対し、自主的に情報公開や周辺住民との協議を行うよう行政指導することについて

環境への影響が大きい事業については、これまでと同様に、情報公開や周辺住民との協議を行うよう行政指導していきたい。

- * 高架化・地下化について、鉄道を対象事業に追加しているが道路を追加しない理由について

道路については、相応の環境影響を及ぼす事業実施の可能性がないため、今回の改正においては対象外とした。

- * 戦略的環境アセスメントについて

戦略的環境アセスメントは、複数の案に基づき環境への影響を総合的に判断する手法であり、平成19年から庁内で検討している。

- * 複合開発事業への対応について

今回の条例改正においては、複合開発事業を指導する際に、審議会への諮問の手続を導入した。審議会の専門的な見地からの意見を聞き、アセス逃れが起らないよう適切に行政指導を行っていきたい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第222号 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 借入資本金に関する法改正の趣旨について

借入資本金を資本から負債に移し、民間企業と同様の処理とすることで、民間企業との比較を容易にすることが、法改正の趣旨である。

*** 会計制度見直しによる財務諸表への影響について**

会計制度見直しに伴い、経営実態に変化がないにもかかわらず、資産の減少、負債の増加、資本の減少が起こる。健全化指標は流動資産から流動負債を引いたものなので、企業債が負債に回れば負債が増加し、健全化指標が悪化する可能性がある。ただし、会計制度の見直しへの対応により健全化指標が悪化して国の関与が強まらないよう、国では負債に算入する企業債のうち、翌年度償還分については流動負債への算入除外とすることにより、一定の配慮がなされている。また、翌年度以降に償還する企業債は、固定負債に算入されるため、健全化指標には影響がないものと考えている。

*** 退職給付引当金の計上による影響について**

退職給付引当金の計上方法は現在検討中であり、計上方法により影響は異なるが、例えば固定負債に計上すれば健全化指標には影響がないと考えている。計上方法の決定には他の地方公営企業や関係局との協議が必要と考えている。

*** 財務諸表が悪化することにより企業活動に制約が出てくる可能性について**

今回の会計制度見直しにより、借入資本金を資本から負債に計上することで、民間企業の貸借対照表との比較が容易になったが、この見直しにより企業活動に制約が出るとは考えていない。

*** 民間企業と地方公営企業の経営姿勢の違い及び両者の財務状態の比較が容易になる意義について**

地方公営企業は民間企業と異なり、利潤のみを追求するものではないと考えている。ただし、今回の会計制度見直しにより、病院事業、交通事業のように民間企業が競合する事業については、民間企業と同様の会計基準で財政状態や経営成績を比較できるようになり、この点において今回の制度見直しは意義があると考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第223号 川崎市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第224号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 10ヵ年施設整備計画の策定期間、改定期間及びその内容について**

10ヵ年施設整備計画は平成20年度に策定した。その後、平成23年度に鷺沼貯水池の耐震化の前倒し、ポンプ所等への自家発電装置の設置、各施設の無停電装置の容量を1時間から3時間へ増強、配水池・配水塔への緊急遮断弁の設置、開設不要型応急給水拠点の設置など一部改定を行った。

*** 10ヵ年施設整備計画の議会への報告について**

当計画改定に際し、議会への報告は行っていないが、施設・管路の耐震化については東日本大震災以降、定例会での代表質問等において数多く取り上げられ、その都度丁寧に説明を行ってきたものと考えている。

*** 今後の行財政改革の取組について**

平成14年度から今年度までは、主に組織機構の見直し、簡素で効率的な執行体制の構築等を推進してきた。今後は業務の委託化による民間部門の活用を進めていく予定である。

*** 特例措置への市民の評価、意見聴取及び検証について**

広報紙「かわさきの水道」において、多くの回答をいただきたいということもあり、プレゼントクイズの中で意見聴取を2回実施した。特例措置への具体的な意見は23件あり、その内容としては、値下げはありがたい、子育て世代には助かるといった好意的なものが多くあった。特例措置については周知を丁寧に行うとともに、実施後の検証は必須であると考えており、平成25年度に実施予定の上下水道局市民意識調査において市民の意見を聴取する予定である。

*** 仙台市と本市の管路耐震化の現状及び東日本大震災発生後、仙台市で管路復旧に多くの時間を要した理由について**

管路全体の耐震化率は仙台市が26%、本市は22%であるが、基幹管路では仙台市が約50%、本市は76%で、基幹管路の耐震化率は本市の方が高くなっている。仙台市で管路の復旧に約1か月程度要した理由は、基幹管路の耐震化が十分に完了していなかったことが原因であると考えられ、基幹管路の耐震化が進んでいる本市では、仙台市ほどの復旧期間はかからないものと思われる。

*** 現在進めている施設整備及び実施期間について**

老朽管の更新については平成30年度に、また、耐震管路の整備については平成25年度に市立中学校及び医療機関等で完了する予定である。また、施設の再構築計画は平成28年度に終了する。

*** 特例措置の財源となる剰余金を、一般会計からの繰入額減少に充当することについて**

地方財政法第7条に、議会の議決により地方公営企業会計の剰余金を一般会計に繰り出すことができる規定がある。一般会計への負担を減らすことは必要であると考えているので、今後さまざまな方策を検討していきたい。

*** 水道事業会計での剰余金を下水道事業会計に充当することについて**

水道事業、下水道事業は独立採算制の事業であり、水道事業から下水道事業に充当することはできない。また、一般会計から水道事業への繰入金を減らし、その減少分を下水道事業に充当するという方法も考えられるが、現在の予算編成の仕組みでは水道事業の減少分が下水道事業の予算となるとは限らないなどの課題がある。

- * 行財政改革により発生した財源を特例措置ではなく、施設耐震化等に活用することについて

施設耐震化については、東日本大震災を踏まえて着実に進めている。その上で発生する剰余金を市民還元することについては、公共料金の値上がり等が実施されている現状などを踏まえると、市民の理解は得られるものと考えている。

- * 特例措置による還元ではなく、恒久的な値下げを実施することについて

近年、人口が増加しても水道料金収入の伸びは横ばいであり、長期的な料金収入の見通しを立てるのは困難であるが、3年から5年の期間であれば収入の見通しは可能であり、それに基づく時限措置として今回の特例措置を実施している。

《意見》

- * 10ヵ年施設整備計画は市民にとって非常に重要な水道インフラの整備計画であり、計画改定に当たってはパブリックコメント等の市民意見の聴取や、議会への報告が必要であると考えます。
- * 平成25年度に実施予定の上下水道局市民意識調査で市民意見を十分に聴取してから、還元実施の有無について検討すべきである。
- * 3年から5年の期間の収入の見通しが可能であれば、3年ごとに料金改定を実施すべきである。
- * 剰余金の活用方法としては、万全な水道事業の構築のために、漏水率改善のための活用や、将来のために積み立てておくことも検討すべきである。
- * 水道事業会計の剰余金を下水道事業会計に充当することについて庁内で検討した後、還元実施について検討すべきである。また、剰余金が下水道事業会計に充当できなかつたとしても、本市の他の施策の予算に充当され有効活用できるのであれば、意義あるものと考えます。

《審査結果》

賛成多数原案可決

《附帯決議案の取扱い》

委員から本議案に対して附帯決議案を付すべきとの意見があり、附帯決議案が提出された。議案可決後に附帯決議案を付すことについて協議したところ意見の一致を見ず、採決した結果、可否同数となり委員長裁決により否と決した。

○「議案第225号 川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第230号 堤根処理センター基幹的整備工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

- * 随意契約を締結する理由について

堤根処理センターは、本議案で契約の相手方となっている業者の特許及び蓄積された技術により設計・施工された施設であり、当施設の整備工事に当たっ

ても当該業者が保有している特許・技術が必要である。そのため当該業者と契約することで工事の目的を達成できるものと考えていることから、随意契約とした。

*** 周辺工事の地元業者への優先発注について**

工事を発注する際にはできるだけ分離発注とするなど、可能な限り市内業者へ優先発注するよう取り組んでいる。本工事については、請負業者から下請選定に関する理由書を求めたところ、多くのノウハウが必要であり、処理センターの品質確保のためには、請負業者の指定する本件に精通した下請業者に周辺工事を依頼する必要があるとのことであり、市内業者を優先的に選定することは困難な面があると考え。今後についても、引き続き、可能な限り市内業者に配慮するよう努めていく。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第241号 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について」

「議案第256号 平成24年度川崎市下水道事業会計補正予算」

《一括審査の理由》

いずれも入江崎余熱利用プールに関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

*** 指定管理者の変更に伴う水泳教室等の既存事業の継続性について**

指定管理者が変更しても、現在水泳教室を受講している受講者は、半年間は優先的に水泳教室を受講できるよう配慮を行う。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第242号～第253号 訴訟上の和解について」

「議案第258号 訴訟上の和解について」

《一括審査の理由》

いずれも下水管きょ工事に係る不正行為に対する賠償金支払い請求に関する内容であるので、13件を一括して審査

《審査結果》

全会一致原案可決

○「諮問第1号 下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について」

《主な質疑・答弁等》

*** 請求期間が5年以上遡っている理由について**

本事例の場合では、使用者が地下水の使用に係る必要な届出を行っておらず下水道料金が徴収できなかつたものであり、時効は納入通知処分によって進行することから、5年以上遡及して請求を行っている。

*** 地下水揚水量が不明な使用者のうち、不明期間が長期に渡っている事例について**

現在調査中の事例は6件あり、揚水メーターを設置していない使用者もいる。
これらの事例については、調査が完了次第、適切に対応する。

《審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答